

業務委託契約書(案)

委託業務番号 平成26年度 宮機本 第202号
委託業務の名称 宮城県立精神医療センター建設事業に係る埋蔵文化財確認調査支援業務
履行場所 宮城県名取市愛島塩手字野田山地内ほか
履行期間 契約締結日の翌日から平成27年3月25日まで
委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
契約保証金 金 円

地方独立行政法人宮城県立病院機構(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)とは、頭書の業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別紙「仕様書」により、頭書の委託金額で頭書の委託期間内に頭書の委託業務を完了するものとする。

(再委託の禁止)

第2条 受注者は、委託業務の処理について全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

(委託業務の調査等)

第3条 発注者は、必要に応じ委託業務の処理状況について、調査を行い、及び受注者に報告を求めることができるものとする。

(業務内容の変更)

第4条 発注者は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(履行期限の変更)

第5条 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、その理由を付し履行期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第6条 委託業務の処理により、発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由による損害が生じたときの必要経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以内に成果品の検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格又は疑義が生じ、成果品について補正又は再調査の必要があるときは、受注者は遅滞なく当該補正又は再調査を行い、発注者に補正又は再調査完了の届けを提出して再び検査を受けるものとする。この場合において、再検査の期日については、前項を準

用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

(委託金の支払)

第8条 受注者は、前条の規定により成果品を発注者に引き渡したときは、発注者に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に受注者に委託金を支払わなければならない。

(概算払)

第9条 受注者は、前条の規定にかかわらず、この契約の締結後、業務遂行に必要な費用の概算払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があったときは、概算払の必要性等を確認した上で、所用の額を受注者に支払うことができる。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(交付書類等使用禁止)

第11条 受注者は、交付又は貸与された書類等を委託業務以外に使用してはならない。

(履行期限遅滞の違約金)

第12条 受注者の責めに帰する理由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し委託金について遅滞日数に応じ年5.0パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第13条 発注者は、次の場合にこの契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないと認められたとき。

(2) 受注者が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

2 前項の場合において、発注者は、受注者に対して委託金を支払わず、及びこれに関する一切の責めを負わないものとする。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するために本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

発注者 宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1
地方独立行政法人宮城県立病院機構
理事長 菅村和夫

受注者 (住所)
(氏名)